



高齢者の方へ

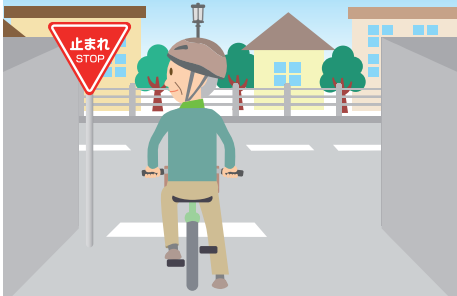


自転車は車両です!

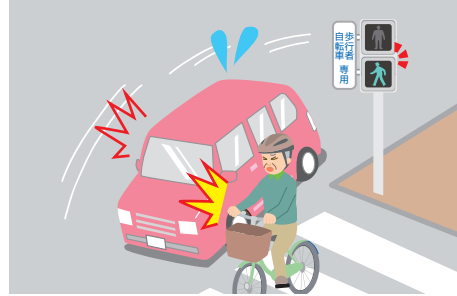
自転車のルール・マナーを守って安全運転を!

交差点での通行方法

一旦止まって安全確認



青信号でも安全確認



信号の遵守

の標示板が

歩行者
自転車
専用
歩行者用信号機に

	ある場合		ない場合	
	車両用信号機	歩行者用信号機	車両用信号機	歩行者用信号機
原則(車道)				
やむをえず横断歩道を利用する場合*				

★従うべき信号機

*歩行者がいる場合は、自転車を押して歩くようにしましょう。

自転車は車道が原則、歩道は例外



車道と歩道がある道路では、原則、車道の左端を通行しなければなりません。



歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りをすぐに停止できる速度で通行しなければなりません。

歩道を通行
することが
できる場合

- 「歩道通行可」を示す標識等があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行できないとき



ながら運転は禁止です

夜間はライトを点灯し、明るい服装で

命を守るヘルメットを着用しましょう

子どもは、成人に比べて、体に対して頭が大きく、転倒時に頭部を打つことが多くなります。

また、高齢者については、自転車事故により頭部を損傷することで、亡くられる場合が多くなっています。



このため、**道路交通法では 13歳未満の子ども、**
大阪府自転車条例では 65歳以上の高齢者に対し、



ヘルメット着用
を求めています。

※交通事故発生時の被害軽減を図るため、上記以外の年齢の方もヘルメットを着用するようにしましょう。

電動アシスト自転車の正しい乗り方・注意点

① 法令基準の適合している製品を選びましょう

BAAマークやSGマークなどを確認して、安全基準に達した製品を選びましょう。

② 電源を入れる際は、両手ハンドル、両足地面

ペダルに足を乗せたままだとペダルの踏み込みを感知してモーターが駆動し、自転車が飛び出すことがあります。

③ 急にペダルを踏みこまない

アシスト力が予想以上に加わり思った以上に速度が出てしまうため、転倒や衝突事故につながるおそれがあります。

④ いわゆる「けんけん乗り」はしない

自転車にまたがらずに片足で地面を蹴って乗る、いわゆる「けんけん乗り」は、不安定な状態で加速してしまうため、転倒のおそれがあります。

⑤ 車体が重いので早めのブレーキを

電動アシスト自転車の重さは一般の自転車と比べ重く、止まるまでの距離は想像以上に伸びるので、早めのブレーキを心がけましょう。



自転車保険の加入

大阪府自転車条例により、自転車利用者は、**自転車保険**への加入が義務づけられています。まずは加入の有無を確認しましょう。

自転車保険に加入しましょう!

自転車が加害者となる事故でも、数千万円の高額賠償事例が発生しています。

※自転車事故によって生じた他人への生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。



点検整備をしましょう

反射材の装着、タイヤの空気圧やブレーキの効き等の日常点検のほか、定期的に自転車販売店等で点検整備を受けましょう。

